

教育委員会定例会議事日程

令和6年7月5日(金) 午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
横浜市立図書館小学生・ティーンズ向け夏のイベント「図書館で夏休み」について
学習ダッシュボード横浜 St☆dy Navi の運用開始について
- 3 請願等審査
受理番号9 教科書採択に関する請願書
受理番号10 教科書採択に関する要望書
- 4 その他

令和6年7月5日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○横浜市立図書館小学生・ティーンズ向け夏のイベント「図書館で夏休み」について

○学習ダッシュボード横浜 St☆dy Navi の運用開始について

3 その他



小学生・ティーンズ（中学・高校生世代）向け事業



図書館で夏休み

横浜市立図書館と横浜市立大学学術情報センターは夏休みを応援します

横浜市立図書館では、夏休みの期間に合わせて、小学生からティーンズ（中学・高校生世代）を対象としたイベントを全18館で開催します。

おはなし会や体験型のイベントのほか、夏休みに読む本を探しているお子さんに向けた**学年別の本の展示**や読書相談、自由研究などの調べもののお手伝いもしています。

夏休み期間の居場所として、**閲覧席も拡大**！夏休みの機会に、図書館に足を運んでみませんか。
横浜市立大学学術情報センターの夏休み特別開放（高校生限定）も併せてご利用ください。

1 横浜市立図書館の事業について

(1) 概要

実施期間：令和6年7月17日（水）～8月31日（土）

実施図書館：市立図書館18館

主な対象：小学生からティーンズ（中学・高校生世代）



図書館で水博士になろう！
（戸塚図書館）

体験を通して学ぶ
体験型イベント

よんでみようこんな本の
本の展示風景（全館）

学年別の本の展示
&ブックリスト配布

閲覧席を拡大
（会議室イメージ）

読もう！学ぼう！
閲覧席拡大



各市立図書館のイベントや閲覧席の情報は
市立図書館ホームページをご覧ください。

裏面あり

(2) 市立図書館各館で開催予定のイベント

※ご紹介しているのは、一部のイベントです。

イベントの内容は館により異なります。取材を希望される場合は各図書館にお問い合わせください。



図書館 deYES (中図書館)

体験 「図書館 deYES」(ヨコハマ・エコ・スクール)

図書館で体験しながら環境を学ぶ「図書館 deYES」。廃棄されるユニやペットボトルを使った工作など、楽しみながら環境学習ができる機会です。

実施館：旭、泉、神奈川、港南、栄、瀬谷、都筑、戸塚、中、保土ヶ谷

*他の体験型イベント

図書館の仕事体験やバックヤードツアー、ワークショップなど全館で体験型のイベントを実施します。



夏の夜のこわいおはなしの会 (南図書館)

おはなし会

「こわいおはなし会」(磯子、金沢、港南、都筑、鶴見、中、南)

本も寝静まった暗い図書館で、涼しくなるような、ちょっとだけこわい絵本やおはなしを語ります。

*夏の特別おはなし会は全館実施

*他の本の紹介イベント

司書のおすすめする本を紹介するブックトーク(港南、港北、中、緑)、紙芝居(港北、栄、鶴見)など。



ビブリオバトル@旭図書館

ティーンズ向け 「ビブリオバトル@旭図書館」

旭図書館ではティーンズ(中高生世代)が参加できるビブリオバトルを開催します。決勝戦は閉館後の図書館!

※「ビブリオバトル」は参加者が読んで面白かった本を紹介して、「どの本が一番読みたくなったか?」を投票する、本の紹介コミュニケーションゲームです。

*他のティーンズ向けイベント

図書館員体験やボランティア体験など多数実施します。

実施館：旭、港北、瀬谷、都筑、鶴見、保土ヶ谷、緑、南

2 横浜市立大学図書館の夏季特別開放(高校生限定)

横浜市立大学学術情報センター(金沢八景キャンパス図書館)及び医学情報センター(福浦キャンパス図書館)の閲覧席を、自習スペースとして高校生に開放します。

(1) 実施期間

・学術情報センター(金沢八景キャンパス:金沢区瀬戸 22-2)

令和6年8月1日(木)~9月20日(金)の平日【午前9時~午後5時】※休館日を除く

・医学情報センター(福浦キャンパス:金沢区福浦3-9)

令和6年8月1日(木)~8月30日(金)の平日【午前9時~午後5時】※休館日を除く

(2) 持ち物

生徒手帳・学生証等(在籍高校の証明書が必要です)



詳しくはWEBサイトを見てね!



春



夏



秋

~1年を通して続く楽しみ~

横浜市立図書館は季節ごとに年齢に合わせたイベントを実施しています。

お問合せ先

(図書館のイベントについて)

横浜市教育委員会事務局中央図書館 企画運営課長 小田川 紀可 Tel 045-262-7342

(横浜市大図書館の夏季特別開放について)

横浜市立大学 学術情報課長 豊田 裕昭 Tel 045-787-2071

26万人のビッグデータの活用によって、学校教育が変わります！

～データサイエンスを取り入れた横浜の挑戦！学習ダッシュボードが全国最大規模で6月から運用開始～

本市では、児童生徒と教職員に配られた一人1台端末を活用した学習ダッシュボード「横浜 St☆dy Navi」(よこはまスタディナビ)を構築し、客観的なデータに基づいた児童生徒の理解や授業改善を図っていきます。

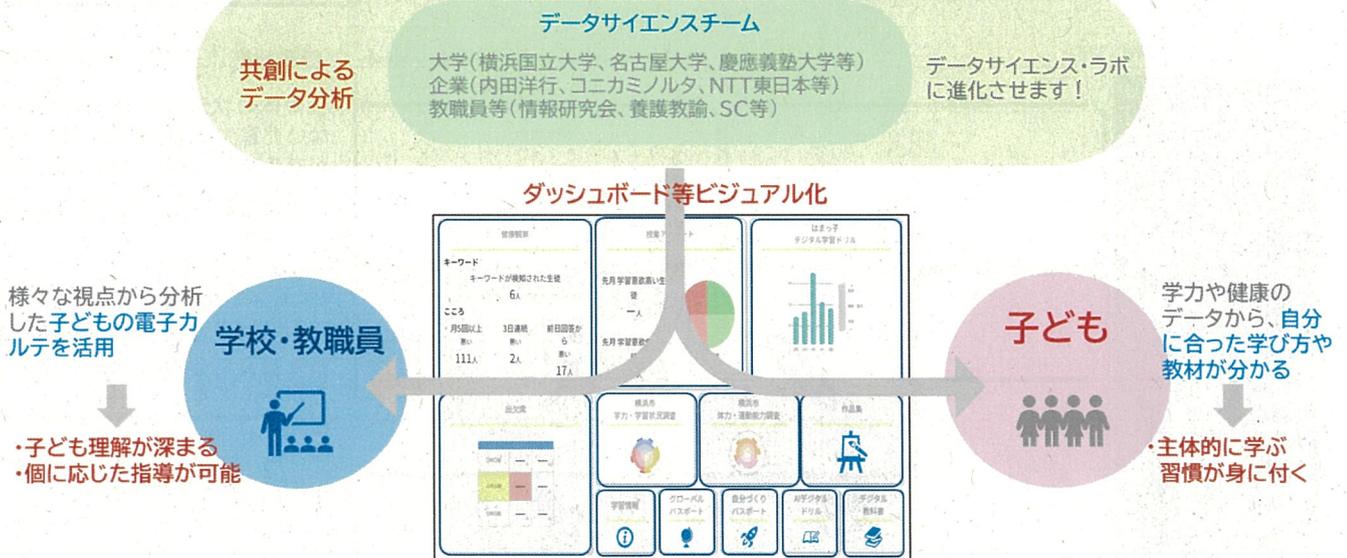
教職員は、これまでの経験や勘に加えて客観的なデータを活用することで、アセスメントをしっかりと行い、一人ひとりに応じた個別最適な指導の実現や健康観察の充実につなげます。

「横浜 St☆dy Navi」は、今年6月から全小・中・義務教育学校・特別支援学校 496校で利用を開始します。

【学習ダッシュボード「横浜 St☆dy Navi」(よこはまスタディナビ)のポイント】

- 1 ビッグデータ化** 26万人の児童生徒のデータを蓄積し、ビッグデータとして活用することで、全国最大規模の教育データ基盤を形成します。
- 2 エビデンス化** 大学、企業との共創によるデータサイエンスチームでデータ分析を行い、エビデンスに基づく学びの実現や、教育内容の充実を図ります。
- 3 スパイラル化** データの収集・分析・活用・更新を続けることにより、一人ひとりの状況に応じた学びを実現し、横浜方式の教育 EBPM(※)のサイクルを創造します。

※教育EBPM:客観的な根拠を重視した教育政策の推進



ダッシュボードによるデータ分析・活用のイメージ

ダッシュボードの導入によってできること

- 学力・学習状況調査や体力測定の結果、授業アンケート、子どもの作品集等、これまで独立していたデータを一元化することで、いつでも学びを振り返り、次の学習に生かすことができます。
- 時系列でデータを蓄積していくことで、学びと心の成長の変化を捉えることができます。
- 子どもの心と体の毎日の状況を素早く共有することで、学校では子どもの変化を多くの目でキャッチできます。
- 今後、AIの活用などにより、子ども一人ひとりの状況に合った学びをデザインできます。

お問合せ先

教育委員会事務局教育課程推進室長 丹羽 正昇 Tel 045-671-3723

参考資料 学習ダッシュボード「横浜 St☆dy Navi」 各機能概要

① 教職員用ダッシュボード (主な機能紹介)

健康観察
校内の児童生徒の体調や心の状況が一覧となり、全職員で共有できます。変化の早期発見につなげます。

授業アンケート
校内の児童生徒の学習の振り返りの状況が一覧となり、全職員で共有できます。学習指導の改善につなげます。

はまっ子デジタル学習ドリル
校内の児童生徒のドリルの進捗状況が一覧となり、全職員で共有できます。学習指導の改善につなげます。

横浜市学力・学習状況調査
校内や全市の児童生徒の学力の状況について、分析チャートによりいつでも確認できます。

② 児童生徒用ダッシュボード(主な機能紹介)

健康観察
心や体の状況について言葉にできない児童生徒も、先生に伝えることができます。蓄積された自身の状況を捉えることができます。

授業アンケート
学習の振り返りが習慣化し、蓄積された自身の学びの状況を捉えることができます。

はまっ子デジタル学習ドリル
自動採点機能により、自ら学びを進めることができ、履歴も確認できます。

③ 教育委員会用分析システム



○教育委員会用分析システムは、市立学校全体の状況をデータで把握し、様々なデータを組み合わせて分析することで、教育施策の立案や効果的な指導方法の検討などに活用します。

(データの活用にあたって)

※横浜市が保持している児童生徒に関する様々なデータは、個人情報保護法令に基づき利用目的や管理・運用を明確にし、個人情報の取り扱いは教育上必要な範囲としています。

令和6年5月21日

横浜市教育委員会

教育長 下田 康晴 様

受理番号 9

申請者 横浜市神奈川区三枚町
教育を良くする神奈川県民の会
代表 小山 和伸



中学校教科書採択についての請願

1. 請願事項

- (1) 中学校歴史・公民教科書の採択にあたっては、教育基本法改正の趣旨及び学習指導要領の目標・内容を観点として最もふさわしい教科書を採択してください。
- (2) 中学校歴史・公民教科書の採択にあたっては、以下の記述内容に留意して採択してください。
 - ① 1937年のいわゆる「南京事件」に関する記述について、
 - ② 「慰安婦」に関する記述について
 - ③ 「LGBT」に関する記述について

2. 請願理由

- (1) 教育基本法は平成18年に改正され、今回採択される教科書の使用期間中に20年目を迎えます。教育基本法の改正は、戦後の教育が個人主義に偏りすぎたとの反省に立ち、「豊かな情操と道徳心を培う」「伝統と文化の尊重」「わが国と郷土を愛する態度の育成」などを主な改正点として行われ、学習指導要領の総則にも明記されました。また、教育基本法第1条（教育の目的）は「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めており、日本国民を育成するというわが国の教育の目的を達成する上でも極めて重要です。この機会に改めて改正の原点に立ち返り、改正の趣旨に最もふさわしい教科書を採択してください。
- (2) ①いわゆる「南京事件」について、外務省ホームページには、非戦闘員の殺害や略奪行為があったことは否定できないが、被害者の具体的人数を認定することは困難であるという趣旨の記載があります。令和5年4月3日の参議院決算委員会で、この記載の根拠を問われた林外務大臣（当時）は、「外務省が作成したものは確認できておりませんが、政府機関で作成されたものとしては、1975年に出版されました当時の防衛庁防衛研修所戦史室による戦史叢書「支那事変陸軍作戦」第一巻において該当する記述がある」と答弁しました。戦史叢書は、いわゆる「南京事件」について「遺憾ながら同攻略戦において略奪、婦女暴行、放火等の事犯が頻発した、これに対し軍は法に照らし厳重な処分を

した」と記すと共に、東京裁判についても「これらの数字（東京裁判の判決）は全く信じられない」としています。すなわち、戦闘中の混乱で偶発的な事犯があったということであり、意図的・組織的な虐殺があったことなどを認めている訳ではなく、教科書にはこうした政府見解を踏まえた記述が求められます。

- (2)一②政府は令和3年4月27日の閣議で、慰安婦問題や強制労働等についての質問主意書に対する答弁書を決定しました。答弁書では、政府が調査した公文書等の資料に「従軍慰安婦」という用語はないこと、また、「(従軍)慰安婦」が軍により「強制連行」されたという虚偽の言説が、新聞報道などにより流布された経緯を踏まえ、「従軍慰安婦」という用語を用いることは誤解を招く恐れがあり不適切であるとしています。

また近年の研究によれば、「慰安婦」は対価を得ており性奴隷説などが虚偽の言説であることが一層明確になりました。「慰安婦」を教科書に記載することは誤解を招きやすく、生徒の発育段階に照らしても適切ではありません。また、教育基本法及び学習指導要領の規定からも必要性がありません。

- (2)一③「LGBT理解増進法」が成立しましたが、審議過程において、トイレ・浴場・スポーツなどで男女の身体差に基づく区別が撤廃されることによる生来の女性の権利への影響や、海外で生じている「言論の自由」「信教の自由」との衝突、発達段階を考慮しない過激な教育実践に対する懸念などが指摘されました。その結果、第12条に「全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする」、第6条に「学校の児童、生徒又は学生の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ」との文言が追加になりました。こうした状況を踏まえ、厚労省は公衆浴場の利用に関し男女の身体的特徴で判断すること、また文科省は児童生徒の発達段階を踏まえた慎重な配慮と教育の中立性の確保を求める通知を発出しています。教科書にはこのような事情を充分踏まえた記述が求められます。

以上

横浜市教育委員会
教育長 下田 康晴様

2024年 5月27日

新日本婦人の会 横浜18支部連絡会

代表 三山弘美

横浜市中区桜木町

TEL



受理番号 10

中学校の教科書の採択にあたり 教員や市民の声を尊重してください

この夏、来年度から使われる中学校の教科書（全教科）の採択が行われます。

報道によると、ほとんどの教科書に「QRコード」など二次元コードが掲載され、デジタル教材の数が数倍になっています。デジタル教材は検定の対象外であり、問題のあるコンテンツが子ども目に触れる可能性もあると不安視されるなか、採択の判断基準を「QRコード」の数の多さやデジタル教材の内容ではなく、紙の教科書の記述内容がしっかり比較分析され判断されることが望まれます。

また、今回展示される教科書全体が、政府見解通りの記述を求める検定基準や2021年の「強制連行」「従軍慰安婦」は教科書の用語として不適切とする閣議決定の影響を受けており、教科書記述に対する政治介入や政府見解の押し付けた教科書では、子どもたちの考える力が育たないのではないかと懸念しています。

現行の制度では、教科書は「教育委員会が採択する」とされていますが、どの子どももよくわかり、楽しい学習がすすめられるよう、よりよい教科書が採択されるために、実際に使用する教員や保護者、市民が教科書をしっかり見ていくことが重要だと感じます。

教科書展示に当たっては、展示会の場所、日程、教科書採択に関する会議の日程を市民に広く明らかにし、展示会場を増やすなどの対応を求め、以下要請します。

記

- 1、展示会の場所や展示期間の拡大し、市民が意見を寄せられるようにすること。教科書採択に関する会議の日程を市民に広く明らかにすること。
- 1、教科書採択は公正に行われるよう、公開・傍聴を認め、市民の声を採択の資料に入れること。また、傍聴スペースを広くとる、第二会場を設けるなど、希望者全員が傍聴できるようにすること。オンライン会議の場合は、動画配信をおこなうこと。
- 1、日本国憲法、子どもの権利条約の精神にもとづき、子どもたちにとって、より理解しやすく、より楽しく学習できる教科書を採択すること。